

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

平成23年6月6日
財団法人 全日本柔道連盟
審判委員会

少年(中学生・小学生)の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条(禁止事項と罰則)

指導(軽微な違反)

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的(1, 2秒程度)に握るのは認められる。
(注)中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
(注)中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条(附則)

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること]関係
 - ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじ)の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。
「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、[瞬時的(1, 2秒程度)]の規定にかかわらず、特例として認める。
内股に限らずケンケンで入る技(例えば大内刈・大外刈等)を対象とする。この場合、連絡・変化技が途切れるまで認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。]関係
両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. [関節技及び絞技を用いること。]関係
 - ①寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。
 - ②寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
(注)小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
 - ③立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称)を施した場合は、「反則負け」の罰則を与える。
4. [無理な巻き込み技を施すこと。]関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。
5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。]関係
「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み)附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2、置き換えるもの

第20条(一本)附則

絞技においては、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日、アンダーライン部分変更